

地球温暖化対策報告書制度に係る
優良事業者評価ガイドライン

2026（令和8）年3月

東京都環境局

目次

第1章 はじめに.....	1
1 本ガイドラインの目的.....	1
2 用語の定義.....	1
(1) 優良事業者評価制度	1
(2) 2030年度の達成水準.....	1
(3) 実績年度	1
第2章 優良事業者の評価等.....	2
1 優良事業者評価制度	2
(1) 目的	
(2) 評価基準	2
(3) 評価対象	3
(4) 評価期間	3
(5) 評価方法	3
2 優良事業者の公表.....	3
(1) 公表方法	3
(2) 公表期間	3
(3) 非公表にできる場合	3
3 優良事業者ロゴマーク.....	4
(1) ロゴマークの種類	4
(2) ロゴマークの使用申請	5
(3) ロゴマークの使用	5
(4) ロゴマークの使用に関する報告及び調査	5

第1章 はじめに

1 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第5条の4に規定する東京都地球温暖化対策指針（平成21年東京都告示第989号）第2編第6-2の規定に基づき、東京都（以下「都」という。）が提示する省エネルギー対策（以下「省エネ」という。）及び再生可能エネルギーの利用拡大（以下「再エネ利用」という。）に係る2030年度の達成水準に関して、2030年度以前に取組レベルが達成水準に到達した事業者を評価・公表するための基準等を定めることを目的とする。

2 用語の定義

本ガイドラインにおいて、使用する用語は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号）において使用する用語の例によるほか、次に定めるとおりとする。

(1) 優良事業者評価制度

地球温暖化対策報告書制度に基づく報告内容を用いて、省エネルギー対策及び再生可能エネルギーの利用拡大に関する取組が、2030年度の達成水準に到達した事業者を評価し、公表する制度をいう。

(2) 2030年度の達成水準

東京都が提示する省エネルギー対策及び再生可能エネルギーの利用に係る2030年度の達成水準をいう。

(3) 実績年度

地球温暖化対策報告書において、事業者が実績として報告する年度を指し、地球温暖化対策報告書を提出すべき年度の前年度をいう。

第2章 優良事業者の評価等

1 優良事業者評価制度

(1) 目的

2030年カーボンハーフの達成に向け、都が提示する省エネ及び再エネ利用の2030年度の達成水準に関して、2030年度以前に取組レベルが達成水準に到達した事業者を優良事業者（以下「優良事業者」という。）として評価・公表することで、事業者のより積極的な取組を後押しすることを目的とする。

(2) 評価基準

優良事業者としての評価は、「2030 東京 Diamond」と「2030 東京 Gold」の2段階とし、「2030 東京 Diamond」を上位の賞とする。

ア 2030 東京 Diamond

評価基準は、①省エネ又は②再エネ利用において、事業者が実績年度に選択する「事業者の取組」又は「事業所の取組」の2030年度の達成水準への到達及び先進的取組の実施とし、評価基準を満たした場合は、①省エネ又は②再エネ利用ごとに「2030 東京 Diamond」の評価を受けるものとする。

先進的取組の実施については、評価対象の実績年度分として事業者が報告した全ての事業所のうち、過半数以上の事業所において先進的取組を実施していることを評価基準とする（先進的取組の具体例については、地球温暖化対策報告書作成ガイドライン第3章5(5)2030年度の達成水準と「先進的取組」を参照）。

また、①省エネ及び②再エネ利用に関して、いずれも「2030 東京 Diamond」に該当する事業者は、③CO₂削減においても「2030 東京 Diamond」として評価を受けるものとする。

イ 2030 東京 Gold

評価基準は、①省エネ又は②再エネ利用において、事業者が実績年度に選択した「事業者の取組」又は「事業所の取組」の2030年度の達成水準への到達とし、評価基準を満たした場合は、①省エネ又は②再エネ利用ごとに「2030 東京 Gold」の評価を受けるものとする。

また、①省エネ及び②再エネ利用に関して、いずれも「2030 東京 Diamond」又は「2030 東京 Gold」に該当（いずれも「2030 東京 Diamond」に該当する場合は除く。）する事業者は、③CO₂削減においても「2030 東京 Gold」として評価を受けるものとする。

<優良事業者評価制度の概要>

名称	評価対象（分野）		
	① 省エネ	② 再エネ利用	③ CO ₂ 削減
2030 東京 Diamond	「省エネの2030年度の達成水準に到達」かつ「過半数以上の事業所で省エネの先進的取組を実施」(A)	「再エネ利用の2030年度の達成水準に到達」かつ「過半数以上の事業所で再エネ利用の先進的取組を実施」(B)	「A及びB」に該当
2030 東京 Gold	「省エネの2030年度の達成水準」に到達(A)	「再エネ利用の2030年度の達成水準に到達」(B)	「A及びB」、「A及びB」又は「A及びB」に該当

(3) 評価対象

評価対象は、地球温暖化対策報告書を提出した事業者とし、報告する全ての事業所における事業者としての取組状況に基づき評価する。

(4) 評価期間

評価対象期間は、2024（令和6）年度実績分から2030（令和12）年度実績分までとし、年度ごとに評価を行うものとする。

(5) 評価方法

事業者が提出する地球温暖化対策報告書について、本ガイドラインで定める基準等により評価する。

なお、評価に当たり、都は、必要に応じて事業者に報告内容等について確認できるものとする。

2 優良事業者の公表

(1) 公表方法

優良事業者の評価結果に関して、毎年度、都のホームページ等で事業者名等を公表する。

(2) 公表期間

公表期間は、公開時から2031年度までを目途とする。

(3) 非公表にできる場合

優良事業者として、(1)の公表方法による公表を希望しない事業者は、その理由を記した書面を提出し、都と個別の協議をすること。

3 優良事業者ロゴマーク

優良事業者として評価された事業者は、本ガイドラインの定めにより、都が提供する優良事業者ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用することができる。

(1) ロゴマークの種類

ロゴマークは、次の2種類とする。

全てのロゴマークについて、地球温暖化対策優良事業者ロゴマークデザインガイドマニュアル（以下「デザインマニュアル」という。）に定めるとおりとし、改変は認めない。

ア 東京Diamondロゴマーク

東京 Diamond ロゴマークは、次の条件を全て満たした事業者が使用できるものとする。

- (ア) 2030 年度以前に、省エネの 2030 年度の達成水準に到達し、かつ過半数以上の事業所において、省エネに関する先進的取組を実施する事業者
- (イ) 2030 年度以前に、再エネ利用の 2030 年度の達成水準に到達し、かつ過半数以上の事業所において、再エネ利用に関する先進的取組を実施する事業者

イ 東京Goldロゴマーク

東京 Gold ロゴマークは、次の条件を全て満たした事業者が使用できるものとする。

- (ア) 2030 年度以前に、省エネの 2030 年度の達成水準に到達した事業者
- (イ) 2030 年度以前に、再エネ利用の 2030 年度の達成水準に到達した事業者

＜ロゴマークのデザイン＞

名称	ロゴマークデザイン
東京 Diamond ロゴマーク	
東京 Gold ロゴマーク	

(2) ロゴマークの使用申請

ロゴマークを使用しようとする事業者は、地球温暖化対策優良事業者ロゴマーク取扱要領（以下「取扱要領」という。）に基づき使用申請を都に提出し、その承認を受けなければならない。

申請者は、都の承認後でなければロゴマークの使用を開始することができない。

また、都が承認した使用期間満了後は、ロゴマークを使用することができない。

(3) ロゴマークの使用

ロゴマークを使用する際は、デザインマニュアル及び取扱要領を遵守すること。

また、事業者は、ロゴマークをホームページ上に表示する際、他者が不正に使用できないように対策を講じること。

なお、ロゴマークの使用に伴い事故若しくは苦情が発生した場合又は第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任をもって処理するものとし、都は、それに関する一切の責務を負わないものとする。

(4) ロゴマークの使用に関する報告及び調査

都は、必要に応じて、ロゴマークの使用承認を受けた者に対して、ロゴマークの使用状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができるものとする。